

令和2年5月28日

まちづくり委員会資料

令和2年第4回定例会 専決処分の報告について

報告第16号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起及び和解について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区分	被告の氏名	居住の開始	不正入居となった日
1	不正入居者	** ** *	H23. 5. 1	H29. 9. 20
2	不正入居者	** ** *	H22. 11. 18	H31. 3. 20
3	不正入居者	** ** * ** ** *	H 2. 1. 22	H30. 12. 2

2 市営住宅の明渡しを求める理由

使用者の死亡以降、市営住宅を権原なく占有するに至り、本市の再三にわたる明渡しの要求にも関わらず、これに応じず退去しないため。

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	明渡請求通知年月日	訴え提起年月日
1	R 1. 9. 13	R 2. 3. 17
2	R 1. 9. 13	R 2. 3. 17
3	R 1. 9. 13	R 2. 4. 28

※ 訴え提起件数 (参考)

平成30年度 20件、令和元年度 9件、令和2年度 1件(4月末現在)

報告 和解について

訴訟上の和解

1 相手方(被告)及び支払いの状況等

No.	相手方	未払いの状況		支払いの状況	令和2年 3月以降の 使用料月額
		未払月数	未払使用料		
1	****	10か月分	336,277円	令和2年1月29日までに、未払使用料、延滞金及び同年2月10日までの使用料相当損害金のうち半額以上を支払い、残額を分割して支払うこととした。	20,000円

※ 本件和解に係る明渡訴訟は、使用料滞納を理由として令和元年9月11日に提起し、令和元年第5回市議会定例会において市長の専決処分として報告したものである。
(本件訴訟の事件番号 令和元年(ワ)第709号)

2 和解理由

被告から和解の申し入れがなされ、被告が未払いの使用料等のうち半額以上を支払い、残額を分割して支払うこととしたこと、本市が所管する川崎市生活自立・仕事相談センター(通称:だいJOBセンター)の支援を受けることで生活再建の見通しが立ったこと、及び本件の被告に関しては、その状況から、福祉的な配慮が必要であると本市が判断したこと。

3 和解内容(要旨)

- ア 被告は、未払使用料、延滞金及び使用料相当損害金の支払い義務があることを認める。
被告は、和解の当日までに、そのうち40万円を支払済であり、残額は分割して返済する。
毎月の返済額は、7万円から当月分の使用料額を減じた額とする。
- イ 原告(市)は、賃貸借契約の解除(明渡請求)を取り消す。
- ウ 被告は原告に対し、当月分の住宅使用料を毎月末日限り支払う。被告が当該住宅使用料の支払いを怠り、その額が3月分に達したときは、市営住宅に係る賃貸借契約は解除となり、被告は速やかに市営住宅を明け渡す。

4 訴訟上の和解

訴訟係争中に、原告と被告が訴訟上の請求に関して双方の主張を譲歩して、口頭弁論期日等において、権利関係に関する合意と訴訟終了についての合意をする手続きである。
(民事訴訟法第265条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一の効果がある。

5 管轄裁判所

横浜地方裁判所川崎支部

※ 訴訟上の和解の成立件数 (参考)

平成30年度 0件、令和元年度 3件、令和2年度 0件(4月末現在)